

自治基本条例って 何ですか? vol.17

前回のVol.16(平成29年9月号)では自治基本条例の第4章(住民投票)第19条、第20条について解説しました。今号では、第5章(町民)第21条を紐解いていきます。

第5章(町民)

第5章(町民)

まちづくりにおける町民の基本姿勢と役割、権利について定め、まちづくりにおける町民のあるべき姿を明示しています。

これからのまちづくりにおいては、今まで以上に町民が主体性を発揮し、自ら考え、行動することが必要です。そのため、町民としての決まりを守り、互いの自由と人格を尊重しながら連携強調することを求めています。

第21条 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めるものとします。

- 2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、公共のきまりを守り、連携し、協力してまちづくりに努めるものとします。
- 3 町民は、常にまちづくりに関心を持ち、積極的に参加し、互いに助け合い、支え合い、安心

- して暮らせるまちづくりに努めるものとします。
- 4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分担します。
- 5 町民は、まちづくりに関して、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとします。
- 6 町民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとします。
- 7 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と教育の充実に努め、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、町民ぐるみの子育ての推進に努めるものとします。

解説・考え方

町民およびコミュニティの項目に「責務」という表現を用いない理由は、町民は主権者であり、主権者同士が縛り合うことは、自治基本条例が目指す「町民参加など町民の権利を保障し、まちづくりへの参加を促進する」という考え方に馴染まないためです。また、町民のまちづくりへの参加は、それぞれの町民自由意思に基づいて行われるため、強制はできないという考え方にも基づいています。

一方、議会および行政(町長および職員)は、町民の信託を受け、一定の権限を委ねられているため、「責務」という表現を用いています。

ご存知
ですか?

ナスバ(自動車事故対策機構)より 交通事故被害者世帯の皆さんに 次の援護制度をご紹介します



■介護料支給のご案内

自動車(バイク含む)事故による重度後遺障害(脳損・脊損)により介護を要する方へ、後遺障害の程度などに応じて月額29,290~136,880円支給します。

■交通遺児等育成資金貸付のご案内

自動車(バイク含む)事故により死亡または重度後遺障害(脳損・脊損)を負われた方の義務教育終了前の子弟に対し、月々一定額の育成資金を無利子で貸し付けします。

■交通遺児等友の会入会のご案内

自動車(バイク含む)事故により死亡または重度後遺障害(脳損・脊損)を負われた方の義務教育終了前の子弟のいる家庭に対し、交流会やレクリエーションを開催しています。

【問い合わせ先】自動車事故対策機構函館支所 ☎0138-88-1007